



呼 称		トンネル技能者
能力評価 実施団体		(一社) 日本トンネル専門工事業協会
認定日		令和元年12月26日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録トンネル基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ずい道等の掘削等作業主任者又はずい道等の覆工作業主任者 ・発破技士又は火薬類取扱保安責任者(甲・乙種) ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械(機体重量3t以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械)の運転技能講習 ・小型移動式クレーン(5t未満)の運転技能講習 ・玉掛け作業技能講習 ・高所作業車の運転技能講習 ・車両系建設機械(解体用)の運転技能講習又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ・特定粉じん作業特別教育 ・ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。